

第11部 麻酔

◆体温維持療法（1日につき）【名称変更】

低体温療法から体温維持療法に名称が変更されました。

◆麻酔管理料（1）・（2）

質の高い周術期医療が行われるよう、手術室の薬剤師が病棟の薬剤師と薬学的管理を連携して実施した場合の評価を新設します。

周術期薬剤管理加算（75点）【新設】【要届出】

[算定要件]

- ・マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合
- ・施設基準に適合
- ・入院患者
- ・当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内に周術期の薬学的管理を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。
- (2) 病棟薬剤業務実施加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

150438070	周術期薬剤管理加算（麻酔管理料1）	75点
150438170	周術期薬剤管理加算（麻酔管理料2）	75点

[算定方法]

システム管理「1006 施設基準情報」から施設基準を設定します。

3818	周術期薬剤管理加算
------	-----------

◆神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）【名称変更】

パルス高周波法使用の場合も算定可能とされました。